

## 宮城県監査委員告示第 8 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定による本措置請求について、同条第 3 項の規定に基づき監査した結果を次のとおり公表する。

平成 14 年 8 月 27 日

宮城県監査委員	渡 邊 和 喜
宮城県監査委員	坂 下 康 子
宮城県監査委員	渡 邊 達 夫
宮城県監査委員	日 向 則 子

### 記

#### 第 1 請求のあった日

平成 14 年 6 月 24 日

#### 第 2 請求人

仙台市青葉区中央 4 - 3 - 28 朝市ビル 3 階 宮城地域自治研究所内

仙台市民オンブズマン 代表 齋藤拓生

（平成 14 年 7 月 6 日付けで代表が小野寺信一に変更になった旨、平成 14 年 7 月 17 日付けで届出があった。）

#### 第 3 措置請求の内容

措置請求の内容は、請求人の主張（原文）をもって記載する。

- 1 平成 6 年度及び同 7 年度の県警総務課の事務連絡・業務視察の目的とする県外出張（事実証明書の 1 及び 2）は、以下の事実を照らせば、いずれも、架空もしくは業務上の必要性を欠いたものであり、したがって、それらの出張に対する各支出は、

違法不当である。

ア 県警総務課は、8件の出張（事実証明書1の 25・26，27・28，33・34，事実証明書2の 1・2，5・6，26・27，34・35，55・56）の目的について、書類上は、「事務連絡」となっているにもかかわらず、「捜査関係用務」であるとの虚偽の説明を行っていた。

イ 上記アの各出張については、出張先が千葉市か東京のいずれかであり、庄子信一課長補佐が全て出張者となっている。

平成6年度の事務連絡・業務視察関係の県外出張で、庄子信一・田村秋志の両課長補佐のいずれかが出張していないのは28件中5のみである。

平成7年度の場合は、庄子信一課長補佐、香山盛俊係長のいずれかが出張していないのは、32件中7のみである。

約20人の県警総務課の職員の中で、特定の人物に出張が集中しているのは極めて不自然である。

ウ 知事も、違法不当な旅費支出の疑念を抱き、平成14年6月20日、県警本部長に対し、平成6年度及び平成7年度の県警の出張費についての内部調査を実施するよう要請した。

2 よって、地方自治法242条1項に基づき、監査委員が、知事に対し、支出命令権者に対する損害賠償請求ないし旅費受領者に対する不当利得返還請求の措置を講ずべきことを勧告することを求める。

3 なお、請求者らは、知事が、平成14年5月24日、県情報公開審査会の答申に従って平成6年度及び平成7年度の県警総務課の旅費に関する情報を公開したことによって、初めて、警部相当職以上の出張者の氏名を知り（岩間憲雄と平堀和雄は除く）、未だ不完全であるが、事実証明書1及び2記載の程度に旅費支出行為の内容を把握したのであるから、現時点で住民監査請求を行なうことについて「正当な理由」が認められる。

#### 第4 請求書の受理

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第2項で

は、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、正当な理由がない限り、これをすることができないとして、住民監査請求についての期間制限を規定している。

ところで、正当な理由の有無については、普通地方公共団体の住民が相当の注意力を持って調査したときに客観的にみて当該行為を知ることができたかどうか、また、当該行為を知ることができたときから相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものである。(昭和63年4月22日最高裁判決)

請求人が問題としている宮城県警察本部総務室総務課(以下「県警総務課」という。)の事務連絡、業務視察を目的とする県外出張に関する旅費支出は平成6年度及び平成7年度になされた行為であり、本件措置請求がなされた平成14年6月24日までに既に6年以上を経過したものである。

しかしながら、これまで非開示とされた情報の一部が、宮城県情報公開審査会の答申により、平成14年5月24日に新たに開示され、その時にはじめて請求人において当該行為を知ることができたときと解される。また、当該行為を知ることができたときと解される時から相当の期間内に請求がなされていることが認められる。

したがって、本件措置請求は、1年を経過したことについて、正当な理由があるものであり、法所定の要件を備えていると認め、受理することとした。

## 第5 監査の実施

### 1 監査の対象事項

平成6年度及び平成7年度に施行された県警総務課の事務連絡、業務視察を目的とする県外出張(以下「対象旅行」という。)について、請求人が主張する旅費支出に関する違法、不当な行為の有無及び支出命令権者への損害賠償の請求並びに旅費受領者への不当利得返還請求の適否である。

ただし、対象旅行のうち、平成12年7月19日付けの住民監査請求において対象とされた13件については、平成12年9月28日に住民訴訟が提起され、平成14年5月9日に被告が認諾し旅費全額相当額が宮城県に収納されていることから監査の対象事項から除外する。

## 2 監査対象箇所等

県警総務課及び旅行命令に基づく支出事務を行った宮城県警察本部総務室会計課（以下「県警会計課」という。）を監査対象箇所とした。

また、対象旅行に関する旅行命令権者である元県警総務課長，支出命令権者である元県警会計課長及び当時の県警総務課所属職員のうち対象旅行に係る旅行命令を受けた者（以下「旅行者」という。）並びに対象旅行の用務先，旅行中に利用した宿泊先を調査した。なお，旅行者16人のうち，退職者5人については協力が得られず，調査を行うことができなかった。

監査及び調査は，平成14年7月15日から同8月13日まで実施した。

## 3 請求人による証拠の提出及び陳述

法第242条第5項の規定に基づき，平成14年7月17日に実施した請求人による証拠の提出及び陳述において，証拠の追加提出があり，請求書を補足する陳述が行われた。

## 第6 監査の結果

### 1 事実関係の確認

#### (1) 書類調査

##### イ 旅費支出関係書類

県警における旅費支出の事務手続きは，知事の事務を補助執行する警察本部長から各課の所属長が委任を受けて，職員等の旅費に関する条例（昭和32年条例第30号），宮城県警察職員等の旅費支給規程（昭和35年宮城県警察本部訓令第12号）等により処理している。

対象旅行は，平成6年度23件，平成7年度24件の合計47件で，その内容は別紙1「対象旅行一覧表」のとおりである。

対象旅行について，旅行命令（依頼）票，支出負担行為兼旅費支出命令決議書，旅費受領代理人預金通帳，復命書の記載事項を照合，確認した。その結果，旅費

の受領に関し、旅行命令（依頼）票への受領月日を本人が記載していないものがあつたことが認められた以外は、旅行命令、支出命令、旅費支出、旅費受領、旅費精算等に関し、月日等の不整合もしくは支出手続き上問題となるものは認められなかつた。

#### ロ 出勤簿、休暇届等関係書類との整合性等

当時の総務課職員の出勤状況を示す勤務整理簿（出勤簿）、年次休暇届、時間外勤務等命令簿については、保存年限（1年もしくは3年）の経過により廃棄されていることから、対象旅行とこれら関係書類との突き合わせは行うことができなかった。また、出張の成果を示す具体的な報告記録、用務先に対する調査協力依頼、用務先との連絡記録など旅行の事実を裏付ける書類・資料等の提出を求めたが、保存年限経過により廃棄されているなどの理由から当該書類の提出がなく、確認することができなかった。

なお、対象旅行と懇談会出席や夜食の供与など食糧費の支出との重複支出の有無を確認するため、平成6年度及び7年度の食糧費関係文書のうち、保存されている平成7年度分について突き合わせを行ったが、問題となるものは認められなかつた。

### （2）監査対象箇所等からの聴き取り調査

#### イ 出張の状況

県警総務課及び県警会計課は、本件措置請求の対象旅行の47件については、いずれも適正に施行されたものであり、架空のものはないとしている。また、当時の県警総務課長及び県警会計課長並びに旅行者においても、出張は適正になされたとしている。

出張の用務先、用件及び宿泊先に関しては、書面による確認が困難であつたことから、旅行者からの調査票の提出及び聴き取りによって把握した。平成6年度及び7年度の出張のことであり、当時の旅行者の記憶が断片的あるいは不十分なものとなっているとのことであつたが、聴取した結果は、別紙2「用務先等一覧

表」のとおりである。

なお、対象旅行47件については、一部の旅行において複数の用務先に出張しているものがあることから、用務先別でみた総件数は49件(平成6年度23件、平成7年度26件)となっている。

#### □ 用務先・用件

用務先については、捜査関係用務8件を除き、警察庁15件(平成6年度9件、平成7年度6件)、道府県警察本部24件(平成6年度10件、平成7年度14件)、その他2件(市役所、空港関係警察機関)となっている。

用務先での相手方職員については、警察庁に関しては、その多くが本県からの警察庁出向者であるが、道府県警察本部については、当時対応したと思われる相手方の職名は担当している課長補佐・係長クラス等であったとしているが、氏名までは記憶がないとのことであった。

用件については、警察庁出向者については、当該出向者との事務連絡・情報交換等であり、道府県警察本部については、公安委員会関係用務、議会関係用務、本部長公舎建替関係用務、印刷・文書管理関係用務、文書送達用務、警察職員の応援要請関係用務等とのことであった。

これらの聴き取り調査から得られた結果を確認するため、用務先が明らかとなった機関について現地に赴き、県警総務課からの職員派遣・調査依頼の文書、調査先機関における訪問記録の有無等当該旅行の事実について調査を行った。その結果、いずれの機関においても、これら関係書類は、保存年限が概ね1年程度であり既に廃棄されていることから、書面による確認はできなかった。また、当時担当したと思われる職員に対する訪問の有無についての確認においても、いずれも記憶が定かではないとのことであった。

#### 八 捜査関係用務

捜査関係用務の8件については、当時、宮城県警察本部内の捜査部門からの協力依頼により、県警総務課の警察職員が捜査関係用務に従事したことによるもの

である。当該 8 件については、全て警察官と警察官以外の事務吏員等の二人体制での出張となっており、同行した事務吏員等は連絡要員としての役割であったとのことであり、秘密保持のため捜査関係用務の内容は知らされていなかったとのことである。

捜査関係用務の 8 件については、用務先、用件等については、捜査上の秘密のため、明らかにできないとしている。なお、当該旅費は、一般警察活動費から支出されているが、当該予算には鉄道警察隊や交番等の捜査活動に要する経費が含まれており、予算上特に問題となるものではないとしている。また、旅行内容が事務連絡であっても、捜査関係用務を行うことがあるとのことである。

## 二 特定職員へ出張の集中等

県警総務課の分掌事務は、県議会関係、公安委員会関係、本部長秘書業務、文書通送・印刷業務等であるが、必ずしも自分の分担となっている仕事だけをするということではなく、課内の他の職員の分担事務も含め幅広く仕事をしていた状況であり、限られた人員の中で当該業務のほか懸案事項等に対応する必要があったため、結果として特定職員へ出張が集中したとのことである。特に出張の多い職員は、県議会関係、公安委員会関係、庶務関係の担当となっており、県警総務課では、実務上、課長補佐を中心として仕事をしていることが多い状況にあること、また、転入者については見聞を広める等人材育成の観点から出張が多くなったとしており、このような事情から特定の者に出張が集中することは不自然なことではないとしている。

旅行命令は、本来的には業務の目的や内容により出張時期を決定するものであるが、旅費については県警会計課が県警全体の調整を行っており、年度前半は突発事案等の対応に備えるため、ある程度予算の執行を抑制し、予算執行の見通しの立つ年度後半において懸案事項や課題に対応する関係上、出張が多くなるのはやむを得ないことであったとしている。

なお、特定の場所に出張が集中したことについては、用務先として、政令市を有する 11 道府県、本県と同規模県、近隣の東北各県等を優先したので、結果的

に集中することになったとのことである。

隣接県への宿泊を伴う出張については、午後からの出張であったこと、用務先での調査後に現地確認を行う必要があったためなどの理由から、宿泊が必要であったとしている。

## ホ 宿泊先

対象旅行47件については、即日旅行1件を除き、1泊のほか2泊の旅行もあることから、宿泊先総件数は49件（平成6年度23件、平成7年度26件）である。旅行者からの調査票の提出及び聴き取りの方法により調査した結果、そのうち宿泊先として名前があげられたものは33件（平成6年度23件のうち17件、平成7年度26件のうち16件）であった。ただし、いずれも本人の記憶のみによるものであり、領収書等の資料による裏付けができたものはなかった。なお、宿泊先が判明しなかったものは、用務先の駅周辺等のビジネスホテルを利用したとのことであるが、当該ホテルの名称の記憶はないとのことであった。

宿泊先とされた施設は、いずれも用務先に所在する警察共済施設であり、13施設（13都道府県）であった。

宿泊先として名前があげられた全ての施設について、聴き取り調査から得られた結果を確認するため、当該宿泊施設に対し、旅行者の宿泊の事実の有無等について、現地に赴き調査した。その結果、宿泊者氏名・宿泊日等が記載されている宿泊者名簿は、その保存年限が最長で5年であることから廃棄されているとのことであり、書面で宿泊の事実の有無を確認できた施設はなかった。

また、宿泊料収入等の会計諸帳簿類についても、保存年限が宿泊者名簿と同様5年とされていることから、既に廃棄されているとされ、会計諸帳簿類による宿泊の確認もできなかった。

## 2 判断

監査対象箇所、関係職員等調査及び用務先、宿泊先に対する調査の結果に基づき、次のとおり判断する。

( 1 ) 請求人は、捜査関係用務のため非開示としていた旅費支出は事務連絡であり、虚偽の説明を行っていたとしている。

県警総務課は、非開示としたことに関し、支出書類上は事務連絡となっているが、実際の用務が捜査関係用務であることから非開示としたものであり、旅費支出関係書類で捜査関係用務の旅行内容を事務連絡としていた点については、捜査関係用務も事務連絡に含まれるとしていたものである。また、県外出張に係る旅行内容については、事務連絡及び業務視察のいずれかで処理することとし、旅費支出の事務手続きの際振り分けされていたものであり、厳密に使い分けされていたものではないとしている。

捜査関係用務に係る 8 件の出張については、用務先、用件等は捜査の秘密を理由に具体的内容を確認できなかったところではあるが、請求人が主張している捜査関係用務を事務連絡として処理し非開示としたことをもって直ちに虚偽の説明があったとまでは言えないものである。

( 2 ) また、請求人は、特定の職員あるいは特定の地域への出張の集中、目的や時期からみた出張の事実もしくは必要性への疑問等を理由に、旅費支出の違法性、不当性を主張している。

これに対し、県警総務課、県警会計課及び当時の関係職員は、当時の県警総務課の出張は適正に行われていたとしており、特定の職員の出張件数が多く、あるいは同一用務先への複数出張など特定地域への出張の集中、年度末における出張の増加等の傾向がみられることの背景として、当時の県警総務課の体制及び人員から出張可能な者が限られていた、所属職員の業務分担上兼務が多く出張目的も広範であった、捜査部門からの捜査協力要請がなされていた、他県の状況を調査するときの調査先選定にあたって政令市を有する道府県や東北隣県を優先する考え方があった、旅費支出に関し県警全体で年度前半は抑制する傾向にあった、などの事情があったとしている。また、各出張については、当時の県警総務課の懸案事項や所管業務の執行状況等との関連などから、当該出張の必要性があったものであるとしている。

旅行命令及びそれに基づく旅費の支出に関して必要であったか否かについては、当

該命令権者の裁量権の問題であり，その行使に逸脱又は濫用があるときは当該旅行の支出が違法となるものである。旅費支出関係書類等の書類調査，監査対象箇所等への聴き取り調査及び対象旅行に関する用務先への調査により，旅行毎に出張目的，用務内容と用務先との関連性，旅行の行程等について確認したところ，明らかに旅行命令に合理性を欠き，あるいは裁量権の範囲を逸脱した違法性があるものと認められる事実は確認できなかった。

(3) 対象旅行の違法性，不当性については，特に，請求人が主張する架空の出張があったとする点に意を用い，旅行の事実の有無を確認するための調査を行った。

県警総務課では，対象旅行が平成6年度及び平成7年度に施行されたものであり，支出関係書類以外で出張の事実を書面で明らかにできるものは，文書の保存年限が経過していることから廃棄されているとしており，書面での確認はできなかった。

また，対象旅行の用務先，宿泊先として名前があげられたものについては，当該用務先及び宿泊先について全て現地に赴き，聴き取り調査を行ったところであるが，訪問又は宿泊の事実が確認できる関係文書類が廃棄されており，書面及び当時担当したと思われる職員からの確認を含め，当該旅行の事実の有無はいずれの用務先及び宿泊先においても確認するには至らなかった。

したがって，全ての対象旅行について架空の出張があったか否かを判断するに足る十分な根拠となる事実は確認することができなかった。

以上のことから，請求人の，平成6年度及び平成7年度の県警総務課の事務連絡，業務視察を目的とする県外出張はいずれも架空もしくは業務上必要性を欠いたものであるとの主張を認めるに足る理由がないので，本件措置請求はこれを棄却する。

(別紙 1)

## 対象旅行一覧表

(平成6年度分)

(4枚中1枚目)

NO.	旅行者	旅行期間	目的地	旅行内容	旅行命令 年月日	支出命令 年月日	旅費額 (円)
1	A	4月20日～4月21日 (1泊2日)	東京特別区	事務連絡	6. 4.11	6. 4.14	36,080
	B	4月20日～4月21日 (1泊2日)	東京特別区	事務連絡	6. 4.11	6. 4.14	36,080
2	C	5月26日～5月27日 (1泊2日)	東京特別区	事務連絡	6. 5.18	6. 5.20	36,080
	D	5月26日～5月27日 (1泊2日)	東京特別区	事務連絡	6. 5.18	6. 5.20	36,080
3	B	6月 6日～6月 8日 (2泊3日)	大阪市	業務視察	6. 5.30	6. 5.31	70,360
	D	6月 6日～6月 8日 (2泊3日)	大阪市	業務視察	6. 5.30	6. 5.31	70,360
4	C	6月16日～6月17日 (1泊2日)	東京特別区	事務連絡	6. 6. 9	6. 6.10	36,080
	A	6月16日～6月17日 (1泊2日)	東京特別区	事務連絡	6. 6. 9	6. 6.10	36,080
5	B	6月27日～6月29日 (2泊3日)	福岡市	事務連絡	6. 6.20	6. 6.21	85,600
	D	6月27日～6月29日 (2泊3日)	福岡市	事務連絡	6. 6.20	6. 6.21	85,600
6	A	7月12日～7月14日 (2泊3日)	札幌市	事務連絡	6. 7. 5	6. 7. 6	64,840
	B	7月12日～7月14日 (2泊3日)	札幌市	事務連絡	6. 7. 5	6. 7. 6	64,840
7	C	7月21日～7月22日 (1泊2日)	静岡市	業務視察	6. 7.14	6. 7.14	45,440
	D	7月21日～7月22日 (1泊2日)	静岡市	業務視察	6. 7.14	6. 7.14	45,440
8	B	8月10日～8月12日 (2泊3日)	名古屋市	事務連絡	6. 8. 1	6. 8. 4	66,020
	D	8月10日～8月12日 (2泊3日)	名古屋市	事務連絡	6. 8. 1	6. 8. 4	66,020
9	C	8月25日～8月26日 (1泊2日)	東京特別区	事務連絡	6. 8.18	6. 8.19	36,080
	B	8月25日～8月26日 (1泊2日)	東京特別区	事務連絡	6. 8.18	6. 8.19	36,080
10	A	9月12日～9月14日 (2泊3日)	京都市	業務視察	6. 9. 2	6. 9. 5	69,760
	B	9月12日～9月14日 (2泊3日)	京都市	業務視察	6. 9. 2	6. 9. 5	69,760
11	E	10月11日～10月12日 (1泊2日)	秋田市	事務連絡	6.10. 3	6.10. 3	34,120
	B	10月11日～10月12日 (1泊2日)	秋田市	事務連絡	6.10. 3	6.10. 3	34,120
12	C	10月12日～10月13日 (1泊2日)	東京特別区	事務連絡	6.10. 3	6.10. 4	36,080
	D	10月12日～10月13日 (1泊2日)	東京特別区	事務連絡	6.10. 3	6.10. 4	36,080
13	A	10月27日～10月28日 (1泊2日)	千葉市	事務連絡	6.10.20	6.10.21	36,000
	B	10月27日～10月28日 (1泊2日)	千葉市	事務連絡	6.10.20	6.10.21	36,000
14	A	11月 9日～11月10日 (1泊2日)	東京特別区	事務連絡	6.10.31	6.11. 1	36,080
	B	11月 9日～11月10日 (1泊2日)	東京特別区	事務連絡	6.10.31	6.11. 1	36,080

(4枚中2枚目)

NO.	旅行者	旅行期間	目的地	旅行内容	旅行命令 年月日	支出命令 年月日	旅費額 (円)
15	B	11月25日～11月26日 (1泊2日)	成田市	事務連絡	6.11.17	6.11.17	37,040
	D	11月25日～11月26日 (1泊2日)	成田市	事務連絡	6.11.17	6.11.17	37,040
16	B	12月8日～12月9日 (1泊2日)	横浜市	事務連絡	6.11.30	6.12.2	37,100
	D	12月8日～12月9日 (1泊2日)	横浜市	事務連絡	6.11.30	6.12.2	37,100
17	A	12月20日～12月22日 (2泊3日)	東京 特別区	事務連絡	6.12.12	6.12.13	49,180
	B	12月20日～12月22日 (2泊3日)	東京 特別区	事務連絡	6.12.12	6.12.13	49,180
18	B	1月12日～1月13日 (1泊2日)	東京 特別区	事務連絡	7.1.5	7.1.5	36,080
	D	1月12日～1月13日 (1泊2日)	東京 特別区	事務連絡	7.1.5	7.1.5	36,080
19	E	1月19日～1月20日 (1泊2日)	山形市	事務連絡	7.1.11	7.1.11	16,380
	B	1月19日～1月20日 (1泊2日)	山形市	事務連絡	7.1.11	7.1.11	16,380
20	C	2月6日～2月7日 (1泊2日)	東京 特別区	事務連絡	7.2.3	7.2.9	36,080
	E	2月6日～2月7日 (1泊2日)	東京 特別区	事務連絡	7.2.3	7.2.9	36,080
21	B	3月7日～3月8日 (1泊2日)	東京 特別区	事務連絡	7.2.28	7.2.28	36,080
	D	3月7日～3月8日 (1泊2日)	東京 特別区	事務連絡	7.2.28	7.2.28	36,080
22	A	3月8日～3月9日 (1泊2日)	青森市	事務連絡	7.3.3	7.3.10	37,200
	F	3月8日～3月9日 (1泊2日)	青森市	事務連絡	7.3.3	7.3.10	37,200
23	E	3月28日～3月29日 (1泊2日)	東京 特別区	事務連絡	7.3.24	7.3.31	36,080
	D	3月28日～3月29日 (1泊2日)	東京 特別区	事務連絡	7.3.24	7.3.31	36,080
	小計	旅行件数 23件				小計	旅費額 2,019,680

(平成7年度分)

NO.	旅行者	旅行期間	目的地	旅行内容	旅行命令 年月日	支出命令 年月日	旅費額 (円)
1	A	4月11日～4月12日 (1泊2日)	千葉市	事務連絡	7.4.4	7.4.4	36,000
	D	4月11日～4月12日 (1泊2日)	千葉市	事務連絡	7.4.4	7.4.4	36,000
2	A	5月9日～5月10日 (1泊2日)	東京 特別区	事務連絡	7.4.27	7.4.27	36,080
	D	5月9日～5月10日 (1泊2日)	東京 特別区	事務連絡	7.4.27	7.4.27	36,080
3	A	6月13日～6月14日 (1泊2日)	千葉市	事務連絡	7.6.6	7.6.6	36,000
	D	6月13日～6月14日 (1泊2日)	千葉市	事務連絡	7.6.6	7.6.6	36,000
4	G	6月29日～6月30日 (1泊2日)	青森市	業務視察	7.6.16	7.6.21	37,200
	H	6月29日～6月30日 (1泊2日)	青森市	業務視察	7.6.16	7.6.21	37,200

(4枚中3枚目)

NO.	旅行者	旅行期間	目的地	旅行内容	旅行命令 年月日	支出命令 年月日	旅費額 (円)
5	G	7月17日~7月18日 (1泊2日)	東京 特別区	事務連絡	7. 7. 7	7. 7.10	36,080
	D	7月17日~7月18日 (1泊2日)	東京 特別区	事務連絡	7. 7. 7	7. 7.10	36,080
6	G	7月27日~7月28日 (1泊2日)	秋田市	事務連絡	7. 7.20	7. 7.20	34,120
	D	7月27日~7月28日 (1泊2日)	秋田市	事務連絡	7. 7.20	7. 7.20	34,120
7	G	8月 8日~8月10日 (2泊3日)	大阪市	業務視察	7. 8. 1	7. 8. 1	70,360
	D	8月 8日~8月10日 (2泊3日)	大阪市	業務視察	7. 8. 1	7. 8. 1	70,360
8	G	8月28日~8月29日 (1泊2日)	土浦市	業務視察	7. 8.18	7. 8.21	29,420
	H	8月28日~8月29日 (1泊2日)	土浦市	業務視察	7. 8.18	7. 8.21	29,420
9	A	8月28日~8月29日 (1泊2日)	盛岡市	事務連絡	7. 8.18	7. 8.21	14,200
10	G	9月12日~9月13日 (1泊2日)	東京 特別区	事務連絡	7. 9. 5	7. 9. 5	36,080
	D	9月12日~9月13日 (1泊2日)	東京 特別区	事務連絡	7. 9. 5	7. 9. 5	36,080
11	G	9月28日~9月29日 (1泊2日)	秋田市 青森市	事務連絡	7. 9.21	7. 9.21	41,000
	D	9月28日~9月29日 (1泊2日)	秋田市 青森市	事務連絡	7. 9.21	7. 9.21	41,000
12	A	10月16日~10月18日 (2泊3日)	広島市	事務連絡	7.10. 4	7.10. 6	76,400
	H	10月16日~10月18日 (2泊3日)	広島市	事務連絡	7.10. 4	7.10. 6	76,400
13	D	10月23日~10月24日 (1泊2日)	福島市 山形市	事務連絡	7.10.13	7.10.16	19,720
	I	10月23日~10月24日 (1泊2日)	福島市 山形市	事務連絡	7.10.13	7.10.16	19,720
14	A	10月26日~10月27日 (1泊2日)	東京 特別区	事務連絡	7.10.24	7.10.30	36,080
	H	10月26日~10月27日 (1泊2日)	東京 特別区	事務連絡	7.10.24	7.10.30	36,080
15	G	11月20日~11月21日 (1泊2日)	千葉市	事務連絡	7.11.10	7.11.13	36,000
	D	11月20日~11月21日 (1泊2日)	千葉市	事務連絡	7.11.10	7.11.13	36,000
16	A	11月28日~11月29日 (1泊2日)	秋田市	事務連絡	7.11.16	7.11.20	34,120
	D	11月28日~11月29日 (1泊2日)	秋田市	事務連絡	7.11.16	7.11.20	34,120
17	G	12月11日~12月13日 (2泊3日)	大阪市	事務連絡	7.12. 1	7.12. 4	70,360
	D	12月11日~12月13日 (2泊3日)	大阪市	事務連絡	7.12. 1	7.12. 4	70,360
18	A	12月21日~12月22日 (1泊2日)	東京 特別区	事務連絡	7.12.14	7.12.14	36,080
	H	12月21日~12月22日 (1泊2日)	東京 特別区	事務連絡	7.12.14	7.12.14	36,080
19	G	12月26日	福島市	事務連絡	7.12.20	8. 1. 4	8,220
	I	12月26日	福島市	事務連絡	7.12.20	8. 1. 4	8,220

( 4枚中4枚目)

NO.	旅行者	旅行期間	目的地	旅行内容	旅行命令 年月日	支出命令 年月日	旅費額 (円)
20	A	1月17日~1月18日 (1泊2日)	東京 特別区	事務連絡	8. 1. 9	8. 1. 9	36,080
	D	1月17日~1月18日 (1泊2日)	東京 特別区	事務連絡	8. 1. 9	8. 1. 9	36,080
21	H	2月 9日~2月10日 (1泊2日)	宇都宮市	業務視察	8. 2. 1	8. 2. 2	30,240
	J	2月 9日~2月10日 (1泊2日)	宇都宮市	業務視察	8. 2. 1	8. 2. 2	30,240
22	K	2月 7日~2月 8日 (1泊2日)	東京 特別区	事務連絡	8. 2. 6	8. 2.16	36,080
	G	2月 7日~2月 8日 (1泊2日)	東京 特別区	事務連絡	8. 2. 6	8. 2.16	36,080
23	A	2月20日~2月21日 (1泊2日)	東京 特別区	事務連絡	8. 2.13	8. 2.13	36,080
	L	2月20日~2月21日 (1泊2日)	東京 特別区	事務連絡	8. 2.13	8. 2.13	36,080
24	E	3月18日~3月19日 (1泊2日)	東京 特別区	事務連絡	8. 3.11	8. 3.11	36,080
	M	3月18日~3月19日 (1泊2日)	東京 特別区	事務連絡	8. 3.11	8. 3.11	36,080
	小計	旅行件数 24件				小計	旅費額 1,781,960
	合計	旅行件数 47件				合計	3,801,640

(別紙2)

## 用務先等一覧表

(平成6年度分)

(4枚中1枚目)

NO.	旅行者	旅行期間	旅行内容	用務先	用件
1	A	4月20日～4月21日 (1泊2日)	事務連絡	警察庁 (本県出向者)	事務連絡
	B	4月20日～4月21日 (1泊2日)	事務連絡	警察庁 (本県出向者)	事務連絡
2	C	5月26日～5月27日 (1泊2日)	事務連絡	警察庁 (本県出向者)	事務連絡 (情報収集)
	D	5月26日～5月27日 (1泊2日)	事務連絡	警察庁 (本県出向者)	事務連絡 (情報収集)
3	B	6月6日～6月8日 (2泊3日)	業務視察	大阪府警総務課	県議会、公安委員会 用務
	D	6月6日～6月8日 (2泊3日)	業務視察	大阪府警総務課	県議会、公安委員会 用務
4	C	6月16日～6月17日 (1泊2日)	事務連絡	警察庁 (本県出向者)	事務連絡 (情報収集等)
	A	6月16日～6月17日 (1泊2日)	事務連絡	警察庁 (本県出向者)	事務連絡 (情報収集等)
5	B	6月27日～6月29日 (2泊3日)	事務連絡	福岡県警総務課	県議会、公安委員会 用務
	D	6月27日～6月29日 (2泊3日)	事務連絡	福岡県警総務課	県議会、公安委員会 用務
6	A	7月12日～7月14日 (2泊3日)	事務連絡	北海道警総務課	県議会との連絡調整 の在り方等情報交換
	B	7月12日～7月14日 (2泊3日)	事務連絡	北海道警総務課	県議会との連絡調整 の在り方等情報交換
7	C	7月21日～7月22日 (1泊2日)	業務視察	静岡県警総務課	総務課業務全般、本 部分庁舎視察
	D	7月21日～7月22日 (1泊2日)	業務視察	静岡県警総務課	総務課業務全般、本 部分庁舎視察
8	B	8月10日～8月12日 (2泊3日)	事務連絡	愛知県警総務課	県議会、公安委員会 用務
	D	8月10日～8月12日 (2泊3日)	事務連絡	愛知県警総務課	県議会、公安委員会 用務
9	C	8月25日～8月26日 (1泊2日)	事務連絡	警察庁 (本県出向者)	事務連絡 (情報収集)
	B	8月25日～8月26日 (1泊2日)	事務連絡	警察庁 (本県出向者)	事務連絡 (情報収集)
10	A	9月12日～9月14日 (2泊3日)	業務視察	京都府警総務課	11都道府県公安委員連 絡会議事前打合等用務
	B	9月12日～9月14日 (2泊3日)	業務視察	京都府警総務課	11都道府県公安委員連 絡会議事前打合等用務
11	E	10月11日～10月12日 (1泊2日)	事務連絡	秋田県警総務課	公安委員会(女性公安 委員就任状況)等用務
	B	10月11日～10月12日 (1泊2日)	事務連絡	秋田県警総務課	公安委員会(女性公安 委員就任状況)等用務
12	C	10月12日～10月13日 (1泊2日)	事務連絡	警察庁 (本県出向者)	事務連絡 (情報収集等)
	D	10月12日～10月13日 (1泊2日)	事務連絡	警察庁 (本県出向者)	事務連絡 (情報収集等)
13	A	10月27日～10月28日 (1泊2日)	事務連絡	非回答	捜査用務
	B	10月27日～10月28日 (1泊2日)	事務連絡	不承知	捜査用務
14	A	11月9日～11月10日 (1泊2日)	事務連絡	非回答	捜査用務
	B	11月9日～11月10日 (1泊2日)	事務連絡	不承知	捜査用務

(4枚中2枚目)

NO.	旅行者	旅行期間	旅行内容	用務先	用件
15	B	11月25日～11月26日 (1泊2日)	事務連絡	千葉県警空港警備隊 (本県出向者)	事務連絡
	D	11月25日～11月26日 (1泊2日)	事務連絡	千葉県警空港警備隊 (本県出向者)	事務連絡
16	B	12月8日～12月9日 (1泊2日)	事務連絡	神奈川県警総務課	県議会、公安委員会 用務
	D	12月8日～12月9日 (1泊2日)	事務連絡	神奈川県警総務課	県議会、公安委員会 用務
17	A	12月20日～12月22日 (2泊3日)	事務連絡	非回答	捜査用務
	B	12月20日～12月22日 (2泊3日)	事務連絡	不承知	捜査用務
18	B	1月12日～1月13日 (1泊2日)	事務連絡	警察庁 (本県出向者)	事務連絡
	D	1月12日～1月13日 (1泊2日)	事務連絡	警察庁 (本県出向者)	事務連絡
19	E	1月19日～1月20日 (1泊2日)	事務連絡	山形県警総務課	管内内本部長会議 事前打合等用務
	B	1月19日～1月20日 (1泊2日)	事務連絡	山形県警総務課	管内内本部長会議 事前打合等用務
20	C	2月6日～2月7日 (1泊2日)	事務連絡	警察庁 (本県出向者)	事務連絡 (情報収集)
	E	2月6日～2月7日 (1泊2日)	事務連絡	警察庁 (本県出向者)	事務連絡 (情報収集)
21	B	3月7日～3月8日 (1泊2日)	事務連絡	警察庁 (本県出向者)	事務連絡
	D	3月7日～3月8日 (1泊2日)	事務連絡	警察庁 (本県出向者)	事務連絡
22	A	3月8日～3月9日 (1泊2日)	事務連絡	青森県警総務課	東北六県公安委員連絡 協議会連絡調整用務
	F	3月8日～3月9日 (1泊2日)	事務連絡	青森県警総務課	東北六県公安委員連絡 協議会連絡調整用務
23	E	3月28日～3月29日 (1泊2日)	事務連絡	警察庁 (本県出向者)	事務連絡
	D	3月28日～3月29日 (1泊2日)	事務連絡	警察庁 (本県出向者)	事務連絡
	小計	旅行件数 23件			

(平成7年度分)

NO.	旅行者	旅行期間	旅行内容	用務先	用件
1	A	4月11日～4月12日 (1泊2日)	事務連絡	非回答	捜査用務
	D	4月11日～4月12日 (1泊2日)	事務連絡	不承知	捜査用務
2	A	5月9日～5月10日 (1泊2日)	事務連絡	警察庁 (本県出向者)	事務連絡
	D	5月9日～5月10日 (1泊2日)	事務連絡	警察庁 (本県出向者)	事務連絡
3	A	6月13日～6月14日 (1泊2日)	事務連絡	非回答	捜査用務
	D	6月13日～6月14日 (1泊2日)	事務連絡	不承知	捜査用務
4	G	6月29日～6月30日 (1泊2日)	業務視察	青森県警総務課	印刷関係業務調査
	H	6月29日～6月30日 (1泊2日)	業務視察	(調査協力得られず)	

(4枚中3枚目)

NO.	旅行者	旅行期間	旅行内容	用務先	用件
5	G	7月17日～7月18日 (1泊2日)	事務連絡	警察庁 (本県出向者)	事務連絡
	D	7月17日～7月18日 (1泊2日)	事務連絡	警察庁 (本県出向者)	事務連絡
6	G	7月27日～7月28日 (1泊2日)	事務連絡	秋田県警総務課	親書受領,文書管理 県議会用務
	D	7月27日～7月28日 (1泊2日)	事務連絡	秋田県警総務課	親書受領,文書管理 県議会用務
7	G	8月8日～8月10日 (2泊3日)	業務視察	大阪府警総務課	APEC大阪会議援助 要請打合等用務
	D	8月8日～8月10日 (2泊3日)	業務視察	大阪府警総務課	APEC大阪会議援助 要請打合等用務
8	G	8月28日～8月29日 (1泊2日)	業務視察	(土浦市役所) 会場予定先	世界湖沼会議派遣要請 に係る視察
	H	8月28日～8月29日 (1泊2日)	業務視察	(調査協力得られず)	
9	A	8月28日～8月29日 (1泊2日)	事務連絡	岩手県警総務課	文教警察委員会東北 調査の視察先選定用務
10	G	9月12日～9月13日 (1泊2日)	事務連絡	警察庁 (本県出向者)	事務連絡
	D	9月12日～9月13日 (1泊2日)	事務連絡	警察庁 (本県出向者)	事務連絡
11	G	9月28日～9月29日 (1泊2日)	事務連絡	秋田県警総務課 青森県警総務課	東北六県公安委員連絡 協議会事前打合用務
	D	9月28日～9月29日 (1泊2日)	事務連絡	秋田県警総務課 青森県警総務課	東北六県公安委員連絡 協議会事前打合用務
12	A	10月16日～10月18日 (2泊3日)	事務連絡	広島県警総務課	県議会との連絡調整, 印刷現場の視察
	H	10月16日～10月18日 (2泊3日)	事務連絡	(調査協力得られず)	
13	D	10月23日～10月24日 (1泊2日)	事務連絡	福島県警総務課 山形県警総務課	本部長公舎セキュリティ 対策用務
	I	10月23日～10月24日 (1泊2日)	事務連絡	(調査協力得られず)	
14	A	10月26日～10月27日 (1泊2日)	事務連絡	非回答	捜査用務
	H	10月26日～10月27日 (1泊2日)	事務連絡	(調査協力得られず)	
15	G	11月20日～11月21日 (1泊2日)	事務連絡	千葉県警総務課	11都道府県公安委員 連絡会議開催状況調査
	D	11月20日～11月21日 (1泊2日)	事務連絡	千葉県警総務課	11都道府県公安委員 連絡会議開催状況調査
16	A	11月28日～11月29日 (1泊2日)	事務連絡	秋田県警総務課	文書送達等用務
	D	11月28日～11月29日 (1泊2日)	事務連絡	秋田県警総務課	文書送達等用務
17	G	12月11日～12月13日 (2泊3日)	事務連絡	大阪府警総務課 (情報管理課)	印刷・文書管理に 関する調査
	D	12月11日～12月13日 (2泊3日)	事務連絡	大阪府警総務課 (情報管理課)	印刷・文書管理に 関する調査
18	A	12月21日～12月22日 (1泊2日)	事務連絡	非回答	捜査用務
	H	12月21日～12月22日 (1泊2日)	事務連絡	(調査協力得られず)	
19	G	12月26日	事務連絡	福島県警総務課	特別文書の送達, 文書管理用務
	I	12月26日	事務連絡	(調査協力得られず)	

(4枚中4枚目)

NO.	旅行者	旅行期間	旅行内容	用務先	用件
20	A	1月17日～1月18日 (1泊2日)	事務連絡	警察庁 (本県出向者)	事務連絡
	D	1月17日～1月18日 (1泊2日)	事務連絡	警察庁 (本県出向者)	事務連絡
21	H	2月9日～2月10日 (1泊2日)	業務視察	(調査協力得られず)	
	J	2月9日～2月10日 (1泊2日)	業務視察	栃木県警情報管理課	文書送付業務視察
22	K	2月7日～2月8日 (1泊2日)	事務連絡	警察庁 刑事企画課	本部長人事異動に伴う事務連絡
	G	2月7日～2月8日 (1泊2日)	事務連絡	警察庁 刑事企画課	本部長人事異動に伴う事務連絡
23	A	2月20日～2月21日 (1泊2日)	事務連絡	非回答	捜査用務
	L	2月20日～2月21日 (1泊2日)	事務連絡	(調査協力得られず)	
24	E	3月18日～3月19日 (1泊2日)	事務連絡	警察庁 (本県出向者)	事務連絡
	M	3月18日～3月19日 (1泊2日)	事務連絡	(調査協力得られず)	
	小計	旅行件数 24件			
	合計	旅行件数 47件			